

パブリックコメント（意見公募手続）を実施しています 皆さんからの意見をどんどんお寄せください！

①「五所川原市地域公共交通推進計画」(案)

市では、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な地域公共交通の維持確保や制度変更などを踏まえたさらなる利便増進に向けた取組を推進する新たなマスタープランとして「五所川原市地域公共交通計画」を令和5年6月に策定しました。この計画に基づき、市内の公共交通モード全体を見直し、持続可能な移動手段の確保と利便性向上による利用促進施策を図るための具体的な事業を定めるため「五所川原市地域公共交通推進計画」(案)を作成しました。

②「五所川原市第3期地域福祉計画」(案)

社会福祉法第107条の規定に基づく五所川原市第2期地域福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することから、市では令和6年度から5カ年の地域福祉施策の指針とする「五所川原市第3期地域福祉計画」(案)を作成しました。

③「五所川原市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく五所川原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することから、市では令和6年度から3カ年の障害福祉施策の指針とする「五所川原市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)を作成しました。

④「五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(案)

市では、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年、また全国的には高齢者人口がピークを迎える令和22年を見据え、高齢者が可能な限りその地域において自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステム構築を目指した「五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(案)を作成しました。

⑤「五所川原市国民健康保険第3期保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画」(案)

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施および評価等を行うため「五所川原市国民健康保険第3期保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画」(案)を作成しました。

⑥「五所川原市第2期いのち支える自殺対策計画」(案)

自殺対策基本法に基づく五所川原市第1期いのち支える自殺対策計画の計画期間が令和5年度で終了することから、市では令和6年度から5カ年の自殺対策施策の指針とする「五所川原市第2期いのち支える自殺対策計画」(案)を作成しました。

閲覧場所

各担当課、市役所・各総合支所行政資料スペース、
市ホームページ

意見の提出について

▷様式は任意とします。

▷使用する言語は日本語とします。

▷郵送(〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 各担当課)、FAXまたは電子メールでの提出とします。

▷住所・氏名（法人等の場合はその名称・事務所所在地等の連絡先・代表者氏名）を記載してください。

*住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

	意見募集期限	問い合わせ・意見の提出先
①	3月10日(日)	都市・交通課 内線2631/FAX35-3617/電子メール 2307pbc@city.goshogawara.lg.jp
②		福祉政策課 内線2491/FAX34-1018/電子メール 2305pbc@city.goshogawara.lg.jp
③		福祉政策課 内線2491/FAX34-1018/電子メール 2306pbc@city.goshogawara.lg.jp
④		介護福祉課 内線2441/FAX34-1018/電子メール 2309pbc@city.goshogawara.lg.jp
⑤		国保年金課 内線2341/FAX35-2130/電子メール 2310pbc@city.goshogawara.lg.jp
⑥		健康推進課 内線2380/FAX35-2130/電子メール 2308pbc@city.goshogawara.lg.jp